

『法人税の調査事例を公表 廃業偽装、租税条約関連等』

国税庁は、先に公表した「平成24事務年度法人税等の調査事績の概要」において、具体的に以下のような調査事例も明らかにしている。

【廃業を偽装し、多額の利益を無申告】バイク販売業を営む調査法人は、所轄税務署管内の店舗を閉鎖したほか、代表者自身も源泉徴収票を偽造し無関係の法人に勤務しているとして、虚偽の住民税を申告。他の税務署からの情報提供により、遠方で事業を続けている事実を把握し、調査の結果、多額の利益を得ていることが分かった。

【租税条約等に基づく情報交換制度を活用】X国で自動車関連業を経営する調査法人が、同国のA社と通謀して外注費を水増し請求させ、水増し資金を調査法人の代表者に現地で還元しているとの情報が、税務当局から国税庁に入った。調査では、さらに多額の水増し計上と、水増し資金がX国での遊興費などに充てられていた事実が判明した。

平成24事務年度においては、税務調査の手続を明確化した改正国税通則法施行等の影響で、**実地調査件数が大幅に減少した**。国税庁はこれを受け、**25事務年度は実地調査の重点化を進め、重点課題に掲げる無申告法人や海外取引法人への取り組み強化、消費税調査の充実に努める方針**。

『資産把握にマイナンバーを 検討Gが初会合一政府税調』

政府税制調査会はこのほど、全国民に社会保障と税の共通番号を割り当てるマイナンバー制度に関する検討グループ（座長・神野直彦東大名誉教授）の初会合を開いた。会合では、公平な社会保障給付や徴税のため、預貯金や不動産など資産保有状況の把握にマイナンバーを活用すべきだとの意見が相次いだ。マイナンバーは給与所得の情報収集に活用できる一方、金融資産や固定資産は対象外。多額の資産を保有していても所得が少なれば低所得者とみなされ、社会保険料などが軽減されるケースが指摘されている。現状は、社会保障の徴収・給付の要件である所得は、国税庁と自治体がある程度は把握しているが、生活保護や国民健康保険の保険料資産割など一部の社会保障で活用されている資産は、所得に比べあまり把握できていない。

また国税庁は、**金融所得の配当と株式譲渡については一定の情報を得ているが、利子に関しては情報を集めていない**。固定資産に関しても、各自治体が個別に固定資産情報を管理しているため、個人が複数地に固定資産を所有している場合、その資産の総量把握が難しい。出席した委員からは「**資産が多い人は相応に負担すべきだ**」として、マイナンバーを活用した情報把握を求める声が上がった。

